

## 第Ⅲ部 採用後の手続き

### 1. 「自宅外通学であることの証明書類」の提出〔自宅外選択者のみ〕

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。（詳細は、採用決定時にお知らせします。）



自宅外月額を支給を受ける人は、採用後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等のコピーを提出する必要があります。

### 2. 「誓約書」の提出

採用後、給付奨学生本人が受ける給付奨学金の支給の条件等を確認するために作成します。在学期間が指示した期日までに必ず提出してください。

### 3. 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（9～12ページ）による支援区分の見直しを行います。



- ①確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。
- ②申込者は全員マイナンバーを提出する必要がありますが、特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。書類不備があると支給が止まります。

### 4. 適格認定（学業成績等）

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。



次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- (1) 退学・停学（無期又は3カ月以上）の処分を受けた場合
- (2) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- (3) 修得単位数が標準の5割以下の場合
- (4) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

- (1) 修得単位数が標準の6割以下の場合
- (2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（次のア、イに該当する場合を除く）
  - ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合
  - イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
- (3) 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

### 5. 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的に報告を求めます。

期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知や機構のホームページなどで案内します。